

平成 21 年 8 月 3 日

文部科学省共済組合組合員の皆様へ

文部科学省共済組合本部

高額介護合算療養費の支給申請について

本年 8 月から、高額介護合算療養費の支給申請が始まりました。

高額介護合算療養費とは、共済組合の組合員及びその被扶養者（医療保険上の世帯）で、医療保険（共済組合）と介護保険の自己負担額を合算して、算定基準額（負担限度額）を超えたときに支給されるものです。

○計算対象期間

「高額介護合算療養費」の対象となる計算期間は**前年 8 月 1 日から 7 月 31 日までの期間**です。

ただし、平成 20 年度については、計算期間の途中である 4 月 1 日から施行されたため、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 7 月 31 日までの 16 ヶ月間と、平成 20 年 8 月 1 日から平成 21 年 7 月 31 日までの 12 ヶ月間の計算結果を比較して、高い方の額が支給されます。

＊医療に係る自己負担額又は介護に係る自己負担額のいずれかが 0 円である場合は支給されません。

また、自己負担額の合算額から自己負担限度額を控除したとき 500 円以上となる場合に限り、支給されます。

○自己負担額

①医療に係る自己負担額

保険給付の対象となる療養について、定率の負担割合に応じた一部負担金等の額＊の合算額です。

ただし、自己負担が高額になったときに、共済組合から「高額療養費」及び「一部負担金払戻金」（又は「家族療養費附加金」）が支給されますので、算定対象となる自己負担額は、これら「**高額療養費**」等を控除した額の合算額となります。

＊入院時の食事負担や差額ベット代等は対象となりません。

また、70 歳未満の者が受けた療養にあつては、1 人 1 ヶ月同一病院・薬局など 1 件 21,000 円未満は除かれます。

②介護に係る自己負担額

介護サービスに係る利用者負担額

ただし、高額介護サービス費又は高額介護予防サービス費の支給を受けることができる場合には当該支給額を控除した額となります。

○申請の手続き

①自己負担額証明書の申請

ア 組合員は、介護保険者（市区町村）に「高額介護合算療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」を提出し、「自己負担額証明書」の交付を受けてください。

＊介護保険者への申請書は各市区町村の介護保険担当窓口にてご確認ください。

イ 計算対象期間途中で医療保険及び介護保険が変更になった方は、加入していたすべての保険者から「自己負担額証明書」の交付を受けてください。

②支給申請書の提出

ア 組合員は、「高額介護合算療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」に「自己負担額証明書」を添付して各支部共済担当係に申請してください。

＊共済組合への申請書は各支部共済担当係にございます。

イ 7月31日時点で共済組合の組合員資格を喪失している方は、介護保険者及び共済組合に申請し交付された「自己負担額証明書」を添付して、7月31日現在加入している医療保険者に申請することになります。

○支給について

組合員からの支給申請により、計算した結果に基づき、支給決定通知書を交付し、高額介護合算療養費が支給されます。

【参考】高額介護合算療養費における世帯の算定基準額（自己負担限度額）

（年額：前年8月～7月）

区 分	自己負担限度額（医療保険＋介護保険）	
	70歳未満	70歳以上
現役並み所得者 上位所得者	126万円 (168万円)	67万円 (89万円)
一 般	67万円 (89万円)	56万円(22/7まで、それ以降62万円) (75万円)

- ・ 現役並み所得者は、70歳以上で標準報酬月額が28万円以上、かつ、年収が520万円（単身者は383万円）以上の者。
- ・ 上位所得者は、70歳未満で標準報酬月額が53万円以上の者。
- ・ 他に低所得者の方の負担限度額があります。

＊表中（ ）内の金額は、初年度の経過措置による限度額（20年4月～21年7月）

～申請手続き等詳細については、所属支部共済担当係へお尋ねください～